

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2019年5月23日

No.20

2019 JR 総連春闘

諸懸案事項 (その1) の提案を受ける!

中央本部は本日、申第11号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項（その1）について、貨物会社から提案を受けました。提案内容は以下の通りです。

1. シニア社員の基本給の改正

シニア社員の基本給を以下の通り改正する。

該 当 地 域	月 額	
	コースA	コースB
東京都	201,200円	180,500円
埼玉県・神奈川県・愛知県・大阪府・兵庫県 奈良県	181,200円	160,500円
千葉県・山梨県・岐阜県・富山県・滋賀県 京都府・岡山県・香川県	171,200円	150,500円
その他の都道府県	161,200円	140,500円

2. 実施時期

2019年4月1日から適用する。

4月1日より「新人事制度」が導入されました。そして、4月1日時点で新たに契約更新し「シニア社員」となっている組合員がいますが、ベースアップ分の200円が上積みされていないまま契約更新をしています。したがってベースアップ分の200円を上積みさせるために諸懸案事項（その1）を受けて上記のように整理してきました。

なお、旧制度のまま現在、「契約を継続している嘱託社員」については今までの基本給に200円が加算されます。また「シニア社員については上記の基本給表となり、「コースA」「コースB」でそれぞれの賃金が異なります。

ベースアップ分は5月分の給与で4月に遡って支給されますので、給与明細書のご確認をお願いします。

以 上